

江古田の森 訪問リハビリテーション 料金表

1) <サービス利用料金>

①訪問リハビリテーション費

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
指定訪問リハビリテーション費 医師による診察を行った場合 (1単位20分)	3,418円	342円	684円	1,026円
医師による診察を行わなかった場合 (1単位20分)	2,863円	287円	573円	859円

②介護予防訪問リハビリテーション費

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
介護予防指定訪問リハビリテーション費 医師による診察を行った場合 (1単位20分)	3,307円	340円	662円	993円
医師による診察を行わなかった場合 (1単位20分)	2,752円	276円	551円	826円

<減算を適用しない要件>

- (ア) 医療機関に入院し、当該医療機関の医師が診療を行い、医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士からリハビリの提供を受けた利用者
- (イ) 当該利用者の退院日から1月以内の訪問リハビリの提供

※介護予防指定訪問リハビリテーション費のみ

利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合は減算

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要件を満たさず12月を超えた場合 (1回)	333円	34円	67円	100円

<減算を適用しない要件>

- (ア) 3月に1回以上、リハビリ会議を開催し、会議の内容を記録・共有し、
介護予防リハビリテーション計画を見直す。
- (イ) リハビリ計画書を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用する。

2) <加算料金>

～要介護・支援共通～

① 短期集中リハビリテーション実施加算

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内に集中的な介入を行った場合(日)	2,220円	222円	444円	666円

② 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
退院・退所日又は訪問開始日から3ヶ月以内の期間に、1週間に2日を限度(日)	2,664円	267円	533円	800円

③ サービス提供体制強化加算

・ サービス提供体制強化加算 (I)

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士または言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上のものが1名以上いる (1単位20分)	66円	7円	14円	20円

・ サービス提供体制強化加算 (II)

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士または言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上のものが1名以上いる (1単位20分)	33円	4円	7円	10円

④ 退院時共同指導加算

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
<u>退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に初回の訪問リハビリテーションを行った場合(当該退院時につき1回)</u>	6,660円	666円	1,322円	1,998円

⑤ 口腔連携強化加算

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
<u>口腔の健康状態評価し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合(1月に1回限り)</u>	555円	56円	111円	167円

～要介護対象～

○リハビリテーションマネジメント加算

[加算の算定要件]

・リハビリテーションマネジメント加算（イ）：

- i 医師はリハビリテーションの実施にあたり詳細な指示を行い記録すること。
- ii 3ヶ月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること。また、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画書を見直すこと。
- iii 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。また、家族や指定居宅サービスの従業者介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言をすること。
- iv リハビリ計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。職員が、介護支援専門員を通じて、指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリの観点から、日常生活上の留意点、介助の工夫等の情報を伝達していること
- v リハビリテーション計画について、計画作成に関与した理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が同意を得るとともに医師へ報告すること。

・リハビリマネジメント加算（ロ）：

（イ）に加え、訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションに必要な情報を活用していること。

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	1,998円	200円	400円	600円
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	2,364円	237円	473円	710円
医師が利用者または家族に説明し同意を得た場合は（イ）・（ロ）に加えて	2,997円	300円	600円	900円

○移行支援加算

リハビリテーションにおいて、社会参加が維持できるサービス等（通所リハビリ、デイサービス、地域の通いの場、自宅での役割づくり）に移行するなど、質の高い訪問リハビリテーションを提供する。

内 容	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
移行支援加算(1回)	188円	19円	38円	57円

○減算料金

(要介護・要支援共通)

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1を減算
- ・業務継続計画未策定減算 所定単位数の100分の1を減算

(2) 診療情報提供書の書類代

利用開始時や身体状況に変化があった際に、診療情報提供書を主治医より提供していただく場合がございます。作成による書類代のお支払をお願いします。

(3) 訪問のための交通費

無料です。

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となります。公共交通機関等を利用した屋外でのサービス実施の場合、費用（職員分を含む）は利用者の負担となります。

(5) キャンセル料

利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要です。但し、訪問し体調不良が理由でお休みとなる場合、体調確認として1単位分の料金を頂きます。当日のご相談でも構いませんので、事前にご連絡くださるようお願いいたします。

(6) 利用料等のお支払い方法

毎月20日までに、前月分の利用料金の請求書を発送します。毎月27日（日曜日若しくは休日の場合は翌営業日とします）に指定の口座から引き落とさせていただきます。入金を確認できましたら領収書を発送します。